

# 共 通 編



# 第1編 総則



# 第1章 計画の方針

## 第1節 目 的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び防府市防災会議条例（昭和38年防府市条例第12号）第2条の規定に基づき、防府市防災会議が作成するものであり、この計画により、市、県、本市の地域に係る防災に関し本市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）並びに市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市、県、防災関係機関、事業所、各地域の防災組織及び市民が総力を結集し、「自助」・「共助」・「公助」を実現するとともに、本市地域の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の基本理念

---

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持つ我が国において、本市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織（防府市自主防災組織認定要綱に基づき市長が認定した組織をいう。以下同じ。）や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、施策の実施に当たり、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。

## 第3節 計画の性格及び構成

### 第1項 計画の位置づけ

この計画は、本市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有する防災計画として策定されたものであり、防府市総合計画とも密接に関わることから、各種の防災に関する計画は、この計画の一環として体系づけるものとする。

なお、この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成されたものであり、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画並びに山口県地域防災計画と密接に関連し、これら上位計画との整合性を有するものである。

また、この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを補完・修正するものとする。

### 第2項 計画の前提となる災害

この計画の前提となる災害は、次のとおりとする。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
事故災害	大規模な火災又は爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

### 第3項 計画の構成

この計画には、市、県、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき災害対策について、項目ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じ、具体的に記載している。計画の構成と主な内容は、次のとおり。

構 成		主 な 内 容
共通編	第1編 総則	災害対策の基本方針及び防災面から見た市の概況
	第2編 災害予防計画	全ての災害に共通する市、県、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき予防措置等
	第3編 災害応急対策計画	全ての災害に共通する市、県、防災関係機関、事業者及び市民がとるべき応急対策、救助法の適用による措置等
	第4編 復旧・復興計画	被災者の生活再建や経済再建、都市復興を図る対策
個別災害編	震災対策編	地震・津波発生による被害の想定、地震・津波発生時に特に留意すべき予防措置及び応急対策
	風水害対策編	大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置
	火災対策編	一般火災及び林野火災の発生に備えた予防措置並びに火災発生時の応急対策
	雪害対策編	雪害の発生に備えた予防措置及び雪害発生時の応急対策
	交通災害対策編	海上交通及び陸上交通における災害発生に備えた予防措置並びに災害発生時の応急対策
産業災害対策編	化学工場、危険物施設、地下埋設物等における災害発生に備えた予防措置及び災害発生時の応急対策	

## 第4項 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

災対法	災害対策基本法	昭和36年法律第223号
救助法	災害救助法	昭和22年法律第118号
激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和37年法律第150号
市	防府市	
県	山口県	
防災関係機関	本市の地域に係る防災に関し本市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等	
指定行政機関	災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関	第6節参照
指定地方行政機関		
指定公共機関		
指定地方公共機関		
市防災計画	防府市地域防災計画	
県防災計画	山口県地域防災計画	
防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画	

## 第4節 計画の運用

この計画は、防災関係機関、事業者及び市民がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研修、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。

なお、計画の具体的な実施に当たっては、市、県、防災関係機関、事業者及び市民が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努めるものとする。

平常時	基本理念・予防計画に基づく事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施策・事業の企画・立案の段階における防災上の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、防災の視点に立ち、各種施策・事業の企画・立案をするとともに、当該施策・事業が基本理念及び災害予防計画と整合しているか確認し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施策・事業の基本理念及び災害予防計画に基づく総合調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課の施策・事業計画が、災害予防計画に照らして適当であるかを検討し、各課における施策・事業の総合調整を行う。</li> <li>・複数の課に及ぶ施策については、平常時から各課の施策・事業を防災面から総合調整する。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害予防計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市各課は、災害予防業務を平常時の業務として位置付け、平常時から災害に備えた体制等がとれるよう取り組む。</li> </ul> </li> </ul>
	計画等の習熟・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害応急対策計画及び復旧・復興計画等の習熟 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動は災害応急対策計画及び復旧・復興計画に沿って行われることから、職員に対して計画の習熟を図る。</li> </ul> </li> <li>■ マニュアル等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策業務の手順等の作成により、各部班ごとの職員行</li> </ul> </li> </ul>

		<p>動マニュアルについて、所属長は年度当初に所属職員に周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市各課は、発災時の活動が迅速・的確に行えるよう、市防災計画に基づいた実務マニュアルを作成するとともに、所属長は年度当初に所属職員に対して周知する。</li> </ul>
発災時	<p>■災害業務への従事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、上司の命を受けて災害業務に従事する。</li> <li>災害対策本部未設置時も、必要に応じて各部班の所掌事務に従って、災害応急対策業務を実施する。</li> </ul> <p>■計画、マニュアル等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策計画及び復旧・復興計画並びに市各課において作成した実務マニュアルを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう防災活動を実施する。</li> </ul>	

## 第5節 防災に関する組織及び基本的責務

### 第1項 市における防災に関する組織

#### 1 防府市防災会議（平常時）

本市における防災組織として、平常時においては、防災政策の審議を行い、防災業務を担当する各機関における相互の役割を明確にし、各機関が行う防災活動を総合調整する機関として、防府市防災会議を置く。

防府市防災会議は、市長を会長とし防府市防災会議条例（昭和38年防府市条例第12号）第3条第5項各号に規定する者を委員として組織するもので、防府市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて本市地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。

会 長	防府市長
委 員	<p>ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>イ 陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者</p> <p>ウ 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>エ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者</p> <p>オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>カ 教育長</p> <p>キ 消防長及び消防団長</p> <p>ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</p> <p>コ 公募の手続きにより決定した者</p>
専門委員	関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
所掌事務	<p>防災会議は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>ア 防府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</p> <p>ウ イに規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。</p>

#### 資料編 [条例等]

- 1-1-1 防府市防災会議条例
- 1-1-2 防府市防災会議運営要綱



資料編 [防災組織]

● 1-2-1 防府市防災会議委員名簿

2 防府市災害対策本部（災害時）

本市に係る防災組織として、災害時においては、災害応急対策を主として機動的に防災対策を実施するため、各機関との調整を行う機関として、防府市災害対策本部を置く。

なお、災害対策本部に関する詳細は、第3編「災害応急対策計画」第1章を参照のこと。

3 男女共同参画の推進

災対法の改正により都道府県防災会議の委員に多様な主体の参画を促進するための規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、防府市防災会議においても、女性委員の割合を高めるよう委員委嘱を行うほか、防災危機管理課に女性職員を配置する等、防災に係る政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を図るものとする。

第2項 各組織の責務

災害対策においては、市、県及び防災関係機関が一体となり、市民及び事業者と連携し、市に在る多くの人々の生命及び財産を守るため、「自助」・「共助」の理念に立つ市民と、「公助」の役割を果たす行政とが各々の責務と役割を明らかにした上で連携・協力しつつ、日頃から自主的に災害に備える必要がある。

各組織が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務を以下に示す。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第2節に掲げた基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体としてその地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。</li> <li>◆ 消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図る。</li> <li>◆ 市民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。</li> <li>◆ 消防機関、水防団その他市の機関は、その所掌事務を遂行するに当たり、上記に規定する市の責務が十分に果たされることとなるよう、相互の連携を図る。</li> <li>◆ 防災活動は、市の行う直接的・間接的な施策を問わず、一体として市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することに寄与するものとする。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本理念にのっとり、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。</li> <li>◆ 市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。</li> </ul>
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本理念にのっとり、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力し、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言する。</li> </ul>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本理念にのっとり、自ら防災活動を実施する。</li> <li>◆ 市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。</li> </ul>
公共的団体、防災上重要な施設の	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図る。</li> <li>◆ 災害発生時には、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、地域にお</li> </ul>

管理者、事業者等	<p>ける社会的責任を自覚し、災害後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、防災活動を実施する。</p> <p>◆ 市、県及び防災関係機関が実施する防災活動に協力する。</p>
市民	<p>◆ 基本理念にのっとり、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄及びその他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組等により、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。</p> <p>◆ 災害発生時には、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、相互に協力し、事業者、ボランティア、市その他の行政機関等との共同により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努める。</p>

## 第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県及び防災関係機関が防災に関して処理すべき業務並びに市民・事業所等がとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

### 【防府市】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 防府市防災会議及び防府市災害対策本部に関する事。
	2 市民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関する事。
	3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備並びに供給に関する事。
	4 防災に関する施設又は設備の整備に関する事。
	5 市が管理する建築物及び土木施設の災害予防に関する事。
	6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関する事。
	7 住民への気象情報及び災害情報の伝達に関する事。
	8 被害情報の収集、県及び防災関係機関への伝達並びに報告に関する事。
	9 消防、水防その他の応急措置に関する事。
	10 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設に関する事。
	11 被災者の救助及び救護措置に関する事。
	12 保健衛生、文教及び治安対策に関する事。
	13 災害廃棄物の処理に関する事。
	14 施設設備の応急復旧に関する事。
	15 緊急輸送の確保に関する事。
	16 関係団体及び防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。
	17 地域内の公共的団体、住民等を対象とした自主防災組織の育成支援に関する事。
	18 その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。
	19 災害広報に関する事。
	20 市民活動支援（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。
	21 義援金品の受入・配分に関する事。

【指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国財務局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸与等に関すること。</li> </ol>
近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。</li> <li>2 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。</li> <li>3 国有林における荒廢地の復旧に関すること。</li> <li>4 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。</li> <li>5 森林火災防止対策に関すること。</li> </ol>
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における食料の供給実施準備について関係団体等に協力を求める措置に関すること。</li> <li>2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業並びに地すべり防止対策事業による農地及び農業用施設の防護に関すること。</li> <li>3 自ら管理し、又は運営する施設設備の整備に関すること。</li> <li>4 農林漁業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。</li> <li>5 防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設、農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。</li> <li>6 営農資材及び生鮮食料品の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関すること。</li> <li>7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設に係る災害復旧計画の樹立に関すること。</li> <li>8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。</li> <li>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> </ol>
中国運輸局 (山口運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん及び確保に関すること。</li> <li>4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。</li> <li>5 船舶、港湾荷役施設等の安全確保に関すること。</li> <li>6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。</li> </ol>
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。</li> <li>3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。</li> <li>4 国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 洪水予報並びに水防警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>6 災害時における交通確保に関すること。</li> <li>7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣に関すること。</li> <li>8 その他緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく応急措置に関すること。</li> </ol>

第1章 第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設(港湾)の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事。</li> <li>2 地方公共団体への勧告及び助言に関する事。</li> <li>3 海洋汚染防除に関する事。</li> <li>4 災害に関する情報収集及び伝達に関する事。</li> </ol>
山口労働局 (山口労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場等、事業場における安全衛生管理に関する事。</li> <li>2 災害復旧事業実施に伴い発生が危惧される労働災害の防止の指導及び監督に関する事。</li> <li>3 労働者災害補償保険の給付に関する事。</li> <li>4 失業者の雇用確保及び雇用保険の給付に関する事。</li> <li>5 被災地の復興に必要な労務の確保に関する事。</li> </ol>
第六管区海上保安本部 (徳山海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における治安維持及び海上交通の安全確保に関する事。</li> <li>2 航路標識の施設の保全に関する事。</li> <li>3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事。</li> <li>4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事。</li> <li>5 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関する事。</li> <li>6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事。</li> </ol>
福岡管区气象台 (下関地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表に関する事。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</li> <li>4 防府市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関する事。</li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関する事。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関する事。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事。</li> </ol>
中国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地理空間情報の活用に関する事</li> <li>2 防災関連情報の活用に関する事</li> <li>3 地理情報システムの活用に関する事</li> <li>4 復旧測量等の実施に関する事</li> </ol>
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 災害時における環境省本省との連絡調整に関する事。</li> </ol>

【山口県・出先機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山 口 県	県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関が管理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整に関すること。
山 口 県 民 局	県出先機関の地域防災連絡会議及び災害対策地方本部の運営に関すること。
山口健康福祉センター	1 災害時の医療、助産、防疫など被災者の救護に関すること。 2 災害廃棄物等の処理及び清掃に関すること。
防府土木建築事務所	県が管理する国道、県道、1級河川、2級河川、地すべり、急傾斜地、港湾などの防災管理及び水防のための警報などの発表伝達に関すること。
山口農林水産事務所	農業や林業、水産業の災害に関すること。
農林総合技術センター 資源循環研究室 (病虫害防除所)	1 防除技術指導に関すること。 2 被害発生の際、情報等の伝達に関すること。
佐波川ダム管理事務所	1 ダムの流入、放流量等の状況発表に関すること。 2 放流の調整等に関すること。
防 府 水 産 事 務 所	水産業施設等の災害に関すること。

【警察】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
防 府 警 察 署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

【自衛隊】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第17普通科連隊 航空自衛隊 第12飛行教育団 海上自衛隊	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

【指定公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 銀 行 ( 下 関 支 店 )	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日 本 赤 十 字 社 ( 山 口 県 支 部 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。</li> <li>2 輸血用血液の確保及び供給に関すること。</li> <li>3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。</li> <li>4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。</li> <li>5 義援金の受入れ・配分に関すること。</li> </ol>
日 本 放 送 協 会 ( 山 口 放 送 局 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</li> <li>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</li> <li>3 放送施設・設備の整備及び保守管理に関すること。</li> </ol>
西 日 本 電 信 電 話 株式会社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設・設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設・設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
株式会社NTTドコモ 中国支社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設・設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設・設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
KDDI株式会社 (中国総支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること</li> </ol>
ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク技術 部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること</li> <li>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること</li> </ol>
中国電力ネットワーク 株式会社 (山口ネット ワークセンター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設・設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</li> <li>3 被災電気通信施設・設備の応急復旧に関すること。</li> </ol>
日 本 郵 便 株 式 会 社 ( 防 府 郵 便 局 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物の送達の確保に関すること。</li> <li>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除及び被災地宛の救助用郵便物の料金免除に関すること。</li> <li>3 市又は自社が収集した避難所開設状況、避難者リスト等の情報の相互提供</li> <li>4 郵便局ネットワークを活用した広報活動</li> <li>5 窓口利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力可能な事項</li> </ol>
西 日 本 旅 客 鉄 道 株式会社 (山口支社山 口安全推進室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運転規制に関すること。</li> <li>2 旅客の避難及び救護に関すること。</li> <li>3 列車の運行状況及び旅客の避難実施状況の広報に関すること。</li> <li>4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。</li> <li>5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。</li> </ol>
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貨物列車の運行状況の広報に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する</li> </ol>

	ること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (防府支店)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
西日本高速道路株式会社 (中国支社周南高速道路事務所)	1 山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送道路の確保等、市、県及び防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。

【指定地方公共機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人 山口県バス協会 防長交通株式会社 (防府営業所)	1 災害時における旅客の安全確保に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設・設備の防災対策及び復旧に関すること。
一般社団法人 山口県トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
山口合同ガス 株式会社(防府支店)	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
一般社団法人 防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
一般社団法人 防府歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること。 2 災害時における歯科保健活動に関すること。 3 身元確認活動に関すること。
一般社団法人 防府薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること。 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会	1 医療救護活動 (1) 救急医療及び助産活動に関すること。 (2) 負傷者の収容及び看護に関すること。 2 健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設・設備の防災対策及び保守管理に関すること。
一般社団法人 山口県建設業協会	1 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。 2 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること。

【管内の公共的団体】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山口県農業協同組合	被災者への融資のあっせん、資金の導入並びに生産資材生活用物資の確保及び協力に関すること。
防府商工会議所	生活必需品、復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
山口県漁業協同組合 吉 佐 支 店	被災者への融資のあっせん、資金の導入及び海難の際の救助の協力に関すること。
防府市社会福祉協議会	1 市が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関すること。



	2 ボランティア活動体制の整備に関すること。 3 市ボランティアセンターの開設・運営に関すること。
山口ケーブルビジョン株式会社 株式会社ぷらざFM	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における緊急告知放送に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 4 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 5 放送施設・設備の防災対策及び保守管理に関すること。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者・事業所の役割】

区 分		と る べ き 措 置
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	1 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 2 利用者に対する避難の誘導及び安全対策に関すること。 3 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること。
	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者	1 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 2 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること。
	社会福祉施設、学校等の管理者	1 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 2 施設入所者等に対する避難誘導及び安全対策に関すること。 3 所掌事務又は業務についての防災教育の実施に関すること。
その他の企業		市及び県が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため、おおむね次の事項を実施すること。 1 施設利用者並びに従業員に対する避難誘導及び安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備及び備蓄

【市民等の役割】

区 分		と る べ き 措 置
市 民		1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、各々で実施可能な災害に対する備えに努めること。 2 平時から災害時の通報先の確認に努めること。 3 地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めること。 4 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。 5 災害を防止するため地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。 6 市、県等が行う防災事業に協力するよう努めること。
自主防災組織		1 地域住民と協力し、地域における自主防災活動を実施することにより、地域住民の安全確保に努めること。 2 災害に備え、自主防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練を実施し、及び防災に関する研修、講習等を受講することにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めること。
民間団体及び		1 組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災

区 分	と る べ き 措 置
ボランティア団体	2 の活動に取り組むよう努めること。 市、県及び防災関係機関と連携した防災訓練等の実施に努めること。

資料編 [防災組織]

- 1-2-2 防災関係機関一覧

## 第2章 防災面からみた防府市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 第1項 地勢

本市は、山口県の南部、瀬戸内沿岸のほぼ中央にあって、東は周南市に、北から西にかけては山口市に接し、南は離島の野島に至っている。

市の中央部は、中国山地に源を発する佐波川の下流に発達した三角州と、旧藩時代に造成された干拓によって、県下最大の防府平野を形成している。北部には中国山地が走り、東方には緩やかな傾斜を持つ大平山が、西方には険しい右田ヶ岳が対照的にそびえており、標高50メートル以上の山地が全域のほぼ半分を占めている。南は、瀬戸内海に臨み、江泊、田島の両半島及びこれらの中に位置する向島によって重要港湾三田尻中関港が形成されている。

#### 第2項 地質と地形

防府市北部は中国山地、南部は瀬戸内海に面して、田島山を抱く山地、錦山のある向島及び江泊山がある。これらの山地に挟まれるように、佐波川河口付近に三角州平野が形成されている。三角州の周囲は、藩政時代以降の干拓地や埋立地となっている。

佐波川流域の主な地質は、深層までマサ状に風化した花崗岩であり、一般的に豪雨に弱い岩質となっている。また、風化の残留核が玉石状に斜面や尾根に分布し、トア（岩塔）といわれる景観を呈している。さらに、西部や南部の山地は、主に硬質な周防変成岩から構成されている。

#### 資料編 [防災上の市の概況]

- 1-3-1 防府市の地質

#### 第3項 位置及び面積

方位	極 限	経 緯	度	場 所	
東端	東経	131° 42' 06"	北緯	33° 57' 33"	沖島
西端	"	131° 27' 19"	"	34° 03' 44"	台道
南端	"	131° 41' 42"	"	33° 56' 06"	野島定兼鼻
北端	"	131° 38' 27"	"	34° 09' 38"	奥畑

#### ○ 広ぼう

本土 東西 約 20.1km 南北 約 20.4km

野島 南北 約 2.8km

#### ○ 面積 189.37k m<sup>2</sup>



## 第4項 河川

市内の河川は、一級河川として佐波川と、これに流入する各支流の合計 15 河川、流路延長 58.0km、二級河川として5河川、流路延長 14.0km、準用河川として 21 河川、流路延長 19.3km が指定されている。

## 第5項 海岸

市内の海岸部には、重要港湾三田尻中関港のほか、海水浴場としては富海及び野島があり、民間のマリーナも建設されている。

## 第6項 ため池

市内には、ため池が 353 か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。

## 第2節 社会的条件

### 第1項 人口

近年の本市の人口は11万人から12万人の間で推移しており、令和2年に行われた国勢調査の人口は、113,979人である。

世帯数は48,858世帯で、1世帯当たりでは2.3人となり、わずかではあるが増加傾向にある。

また、65歳以上の人口は35,036人で比率にして31.0%と、全国平均の28.6%を上回っている。

こうした核家族化、高齢化の進展は、災害時に住民の連携を困難にさせることや、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増大による被害の拡大につながる事が想定され、日常からのコミュニティ活動がより重要となってくる。

#### 資料編 [防災上の市の概況]

- 1-3-2 人口の推移

### 第2項 交通

#### 1 道路

本市の広域幹線道路網は、市域を東西に走る山陽自動車道、国道2号と国道2号冲高井交差点から山口市に延びる国道262号のほか、主要地方道6路線、一般県道8路線によって形成されている。

都市計画道路は、現在44路線を定めて整備を進めており、引き続き今後も整備推進を行っている。

#### 資料編 [防災上の市の概況]

- 1-3-3 道路の状況

#### 2 公共交通

本市には、西日本旅客鉄道株式会社の山陽本線が東西に走っており、市内には富海駅、防府駅及び大道駅の3駅がある。

バス輸送は、防長交通株式会社及び中国ジェイアールバス株式会社の民間2社によって運行されており、市内はもとより周辺市を結んでいる。

離島航路は、野島港と三田尻港を結ぶ野島～三田尻港が、有限会社野島海運によって運航されている。

### 第3項 産業

#### 1 農林水産業

本市の農業は、水稻を中心に麦、野菜、果樹、花き、畜産等を組み合わせた複合経営が行われているが、過疎化、高齢化の進行等で農業人口は減少を続けている。

林業については、本市の林野面積は、市域の約1/2を占めているが、近年林業を取り巻く諸情勢は外材の輸入等により年々厳しくなっており、市民の林業に対する経済的依存度は低い。

水産業は、7漁港を基地とした小型底引網、刺網、一本釣り等による沿岸漁業が主体をなしてい

る。

## 2 工業

本市の工業は、製造品出荷額においては県内でトップクラスであり、最も多いのが輸送機械器具製造業で、次いで化学工業である。

## 3 商業

本市の商業は、昭和54年以降卸売業、小売業とも年間商品販売額は増加傾向にあったが、平成6年以降減少傾向に転じている。

## 第4項 土地利用

本市の総面積は、189.37平方キロメートルで約半分は山林である。

近年の利用区分別面積をみると、農用地が減少傾向にある反面、宅地が増加している。

また、本市は都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行により、昭和46年に都市計画区域の見直しを行ない、行政区域のうち小野及び野島地域を除く区域を都市計画区域に指定し、計画的な市街地形成を図っている。

### 資料編 [防災上の市の概況]

- 1-3-4 地目別民有地面積
- 1-3-5 都市計画用途地域

## 第3節 防府市の気象と災害

### 第1項 気候

本市は、瀬戸内気候区に属しており、内陸部に比べ比較的温暖で降水量は少ない。

年平均気温は 15.9℃で、平均気温の最も高い月は 8 月の 27.5℃、最も低い月は 1 月の 5.0℃である。

年降水量は 1,653.7mm で、月降水量の多い月は 7 月の 315.7mm、次いで 6 月の 241.8mm と、この 2 か月で年間降水量の 34% を占める。年平均風速は 2.0m/s で、夏は東南東の風が、冬は北西の風が吹き、平均風速は春～夏(4～8 月の約 2.1m/s) に比べ秋～冬(10～2 月の約 1.8m/s) の方が弱い。年間日照時間は 2,045.4 時間で、最も多い月は 8 月の 212.7 時間、最も少ない月は 1 月の 139.4 時間である。

※防府地域気象観測所の平年値（統計期間 1991 年～2020 年。）

### 第2項 災害

#### 1 台風

台風は、海水温が低い場所や陸地などでは衰弱する。このため、台風が山口県に影響する場合には九州や四国に上陸した後に弱まって接近することが多く、九州各県などに比べれば台風による被害は少ないと言える。しかし、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、山口県内でも大きな災害が発生する。

本市においても、近年では、平成 3 年 9 月の台風 19 号、平成 11 年 9 月の台風 18 号、平成 17 年 9 月の台風 14 号等が襲来し、暴風・大雨・高潮等により、家屋の倒壊や床上浸水等の被害が生じている。

また、最近では台風が大型化する傾向にあり、経路によっては大きな被害が発生する可能性が強まっている。

#### 2 大雨

大雨による災害は、集中豪雨で起こることが多く、特に梅雨前線が停滞したり、南北へ小刻みに移動したりすると大雨になりやすい。

近年では、平成 21 年 7 月の「中国・九州北部豪雨」により、集中豪雨による河川の氾濫、山崩れ、がけ崩れ、土石流等により甚大な被害が発生し、防府市においては、災害関連死 5 人を含む犠牲者 19 人の犠牲者を出し、家屋・施設被害や農林業関連の被害等、広範囲にわたる甚大な被害となった。

#### 3 大雪

中国山地の影響により晴れることが多い。しかし、寒気の吹き出しが強い場合には、日本海で発生した雲が山岳を越えて瀬戸内海側に流れてくることがしばしばある。また、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合には、瀬戸内側でもまとまった積雪になることがある。平成 26 年 2 月には関東地方を中心に北海道から宮崎県まで広い範囲にわたり被害が生じた大雪災害が発生しており、防府市においても今後雪害が発生する可能性は十分に考えられる。

本市における積雪は、山間部を除けばそれほど多くない。しかし、大雪災害時には、道路や鉄道

における交通障害など経済活動や市民生活に支障が出るおそれがあり、その社会的影響は大きい。

雪による災害はこの他、電線等に降雪が付着し雪の重みによる電線の切断・短絡や、電柱・支柱等の傾斜・折損などを起こすことによる停電や電話の不通、なだれによる被害、ビニールハウスなどの倒壊や道路脇の樹木の折損による交通障害などが考えられる。

#### 4 高潮

山口県における瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮・高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

本市においては、平成11年台風18号が襲来し、高潮に伴う床上浸水等の被害が発生している。

現在の想定では、山口南沿岸においては上陸時の気圧が我が国における既往最大規模の台風（室戸台風等）が、防府市に最も影響のある経路を進んだ場合を想定してハザードマップを作成し、令和5年度に全世帯への配布やホームページへの掲載等を行っているが、実際の高潮災害では、想定以上のものが発生し得ることを十分に市民へ周知する必要がある。また、ハザードマップの表示によってイメージが固定化されないよう柔軟な対応ができる活用法の啓発が必要である。

#### 5 地震

山口県の歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また周辺地域では「1676年・1778年・1859年 石見の地震（いずれも）」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年8月以降についての山口県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

山口県や九州地方はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。特に、伊予灘、豊後水道及び大分県内で、120km以浅の地震活動がやや活発となっている。さらに、平成28年熊本地震発生後は熊本・大分県を中心に地震が頻発している。

市に大きな影響がある断層として周防灘断層帯や佐波川断層がある。平成28年7月1日に地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）から初めて公表された「中国地域の活断層の長期評価」によると、周防灘断層帯は主要活断層に位置付けられており、30年発生確率も「高い」ものに分類されている。また、中国地方の活断層で発生する地震の長期評価として、山口県も含む西部地域内において、M（マグニチュード）6.8以上の地震が30年以内に発生する確率は、14～20%とされている。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には県北部を震央とするM（マグニチュード）6.6の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするM6.7の地震「平成13年（2001年）芸予地震」が、2014年3月14日には伊予灘を震央とするM6.2の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保障するものではなく、長期評価からも地震の被害想定に基づく対策を急ぐことが求められている。

また、震央分布図をもとに、山口県周辺で発生したM5以上の地震をみると、内陸部での発生は少ないが、M5程度の地震でも浅いところで発生した場合は、注意が必要である。

#### 6 津波災害



津波は、20～30cm 程度の高さでも人は速い流れに巻き込まれてしまうおそれがあり、大変危険である。また、物的被害についても、1m程度で養殖用の筏の破損、漁船・漁具の流出などの被害が発生することがあり、2m近くになると、これらに加えて流出した船舶や木材などが港湾施設、家屋、橋などに衝突して破壊する二次災害が起きる可能性がある。

瀬戸内海沿岸に來襲した津波は、過去には1707年の宝永地震（山口県内で推定1.5m）、1854年の安政南海地震（山口県内で推定1～1.8m）等がある。

## 7 火災

市街地の密集地帯は、火災の発生による延焼の危険度が高く、工業の発展及び市民の生活環境の変化に伴い、ガスや石油燃料に加えてIH等の電気機器の使用が増加している。また、太陽光発電システムの普及等により災害発生要因が多種多様化している。よって、それらの災害防止については、新しい観点から検討を要するところである。

なお、防府市においては、平成18年及び19年に、それぞれ70aの雑木を焼損する山林火災が発生している。

## 8 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋りょうなどの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。

資料編 [防災上の市の概況]
----------------

● 1-3-6 過去の主な災害の状況
--------------------

